

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本自動車工業会会长 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本農業機械工業会会长 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本産業車両協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本建設機械工業会会长 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

マイクロモビリティ推進協議会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自審第2563号
令和8年2月16日

一般社団法人日本電動モビリティ推進協会理事長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」の一部改正について

今般、日米両国が発出した「2025年7月22日の日米間の枠組み合意について共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされました。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)において第58条の3が新設されたことに伴い、「リコールの届出等に関する取扱要領について(依命通達)」(平成6年12月1日付自審第1530号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。